

## 日置市上下水道事業における官民連携基本検討業務委託プロポーザル実施要領

本公募型プロポーザル方式により、日置市上下水道事業における官民連携基本検討業務を請負う事業者を選定する。

### 1 業務の名称

日置市上下水道事業における官民連携基本検討業務委託

### 2 業務の内容

#### (1) 委託業務の内容

別紙「日置市上下水道事業における官民連携基本検討業務委託 仕様書」のとおり

#### (2) 履行期間

契約締結日の翌日から令和7年3月17日（月）まで

#### (3) 上限額

28,479,000 円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

### 3 選定方法

公募型プロポーザル方式

（複数事業者の企画提案によるプロポーザル）

### 4 事務を担当する部局の名称及び問い合わせ先

事務を担当する部局の名称及び問い合わせ先（以下、担当部局とする。）は、次のとおりとする。

日置市上下水道課総務経理係

〒899-2592 鹿児島県日置市伊集院町郡一丁目 100 番地

電話番号 099-248-9424（直通）

E-mail somukeiri@city.hioki.lg.jp

### 5 参加者要件

公募型プロポーザル方式に参加できる者は、次の全ての事項を満たす者とする。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者

イ 日置市建設コンサルタント業務等入札参加資格審査要綱（平成20年日置市告示第78号）第3条の入札参加資格を有する者

ウ 日置市建設工事等有資格業者の指名停止に係る要綱（平成17年日置市告示第21号）又は日置市物品調達等に係る有資格業者の指名停止に関する要綱（平成22年日置市告示第23号）に基づく指名停止を受けていない者

エ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）

- 第2条第2号に規定する暴力団及びそれに準ずる団体をいう。)ではないこと。
- オ 役員等が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員及びそれに準ずるものをいう。)ではないこと。
- カ 建設コンサルタント登録規定(昭和52年建設省告示第717号)第2条第1項の規定による登録を受けていること
- キ 鹿児島県内に本店、支店又は営業所を有する者
- ク ISO9001(品質マネジメント)及びISO55001(アセットマネジメント)の認証を取得している者
- ケ 平成26年度以降に、上水道事業、及び下水道事業を対象とした包括的民間委託に関する検討業務(ただし包括的民間委託に関する検討業務とは、複数の業務や施設を包括的に委託することを検討する業務とし、設計及び建設のみを対象とするものを除く)を元請事業者として履行した実績を有する者
- コ 管理技術者、照査技術者、主たる担当技術者(上水道・下水道)の配置については、平成26年度以降に、上水道事業又は下水道事業を対象とした包括的民間委託に関する検討業務(ただし包括的民間委託に関する検討業務とは、複数の業務や施設を包括的に委託することを検討する業務とし、設計及び建設のみを対象とするものを除く)を実施した実績を有する者とする。
- サ 管理技術者、照査技術者については、技術士(総合技術監理部門-上下水道)、技術士(上下水道部門)、又はRC(上水道及び工業用水道)、RC(下水道)のいずれかの資格を有する者とする。
- シ 配置予定の技術者については、事業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であること。また、各配置予定技術者の兼務はできない。ただし、官民連携アドバイザーは除くものとする。

## 6 選考スケジュール(公募型プロポーザル方式)

公告から事業者選定までのスケジュール(概要)は、以下のとおりとする。

なお、プロポーザルに関する説明会は行わない。

項目	期間等
公告(市HPによる公表)	令和6年4月22日(月)~5月17日(金)
質問書の受付	令和6年4月23日(火)~5月8日(水)
質問に対する回答書の公表	令和6年5月14日(火)
参加申出書等の受付	令和6年4月23日(火)~5月17日(金) (必着)
第一次審査(書類審査)の結果通知	令和6年5月24日(金)
企画提案書等の受付	令和6年5月27日(月)~6月12日(水) (必着)

第二次審査（ヒアリング審査）	令和6年6月中旬（予定）
最優秀提案者の決定・通知	令和6年6月下旬（予定）
契約締結	令和6年7月上旬（予定）

※本プロポーザルに関して質問のある者は、質問書（様式第7号）に質問事項を記載の上、担当部局まで、電子メールにより提出すること。なお、これ以外による質問の受付は行わない。

## 7 参加申出書等の提出書類及び提出方法について

(1) 各提出書類は、以下のとおりの書類・部数とし、提出する書類の規格は、日本工業規格A4判)とする。

なお、提出方法は、担当部局に直接持参又は郵送（ただし、郵送は、簡易書留等配達  
の記録が可能な手段のみとする。）とする。

提出書類	部数	備考
公募型プロポーザル方式参加申出書	1部	様式第1号
誓約書	1部	様式第2号
会社概要	1部	様式第3号
業務実績書	1部	様式第4号
実施体制表	1部	様式第5号
配置予定者調書	1部	様式第6号
各種証明書類 ①建設コンサルタントの登録が確認できる資料の写し ②業務実績等が分かる資料の写し（TECRIS、契約書、設計書等の写し） ③配置予定技術者の資格証等の写し ④配置予定技術者との間に3ヵ月以上の雇用関係を証明できる書類（被保険者証等の写し） ⑤ISO9001（品質マネジメント）、ISO55001（アセットマネジメント）の認証を証明できる書類（証明書等の写し）	1部	

## 8 第一次審査（書類審査）

(1) 審査方法

審査は、公募型プロポーザル方式参加申出書等について、別紙「審査基準表」第一次審査における評価基準に基づいて審査する。

(2) 第一次審査（書類審査）の結果通知

第一次審査（書類審査）結果は、令和6年5月24日（金）までに参加申出者に対し、「公募型プロポーザル方式参加資格確認通知書」を文書にて通知する。ただし、審査結果に関する意義の申し立ては一切受け付けない。

## 9 企画提案書等について（二次審査用）

### (1) 企画提案書等の提出書類について

各提出書類は、以下のとおりの書類・部数とし、提出する書類の規格は、日本工業規格A4判）とする。

なお、提出方法は、直接持参もしくは郵送（ただし、郵送は、簡易書留等配達記録が可能な手段のみとする。）とし、提出（郵送）先は、4 事務を担当する部局の名称及び問い合わせ先とする。

提出書類	部数	備考
企画提案書等届出書	8部	様式第8号
企画提案書（1者につき1案とする）	8部	任意様式
見積書	8部	任意様式

### (2) 留意事項

- ①企画提案書については、日本工業規格A4判縦置き横書き左綴りで作成し、表紙・目次を除き合計6ページ以内で記載すること。ただし、工程計画表や、業務提案書の文章を補完するためのイメージ図等を作成する場合は、A3判横置を利用して構わないものとし、その場合、A4判縦置2ページとして換算する。
- ②文字サイズは10.5ポイント以上、言語は日本語、数字はアラビア数字を使用し、1部ずつファイルに綴じること。（ファイルの表紙及び背表紙に正本又は副本の別を記載すること）なお、正本1部、副本7部（副本は複写可）計8部とする。
- ③企画提案書の内容については、別紙「日置市上下水道事業における官民連携基本検討業務委託仕様書」や「日置市上下水道事業における官民連携基本検討業務委託プロポーザル実施要領」を参照の上、業務実施方針、業務実施フロー・業務実施工程、業務内容等に関する事項についても記載すること。また、提案者が受注することによる本市へのメリット又は独自の取組み、追加提案等があれば記載すること。
- ④見積書については、別紙「日置市上下水道事業における官民連携基本検討業務委託仕様書」に記載された業務及び追加提案した業務の遂行に必要なすべての作業項目及び経費を見積もるものとし、見積内訳書にその内訳が分かるように記載すること。
- ⑤応募者の会社名を伏せて選定を行うため、企画提案書等の副本については、会社名を特定できないよう処理したうえで、指定部数提出すること。
- ⑥原本と写しの内容は、字体・色等を含めて同一とすること。
- ⑦参加時に提出した企画提案書の内容に係る修正は認めない。

## 10 第二次審査（ヒアリング審査）

### (1) 審査方法

審査は、選定委員会において、別紙「審査基準表」第二次審査における評価基準に基づいて総合的に審査し、最優秀提案者を選定する。

### (2) 第二次審査（ヒアリング審査）の結果通知

第二次審査（ヒアリング審査）結果は、令和6年6月下旬（予定）までに第二次審査に参加した全ての事業者に対し、「プロポーザル方式最優秀提案者選定結果通知書」を文書にて通知する。ただし、審査結果に関する意義の申し立ては一切受け付ない。

## 11 提案者の失格

(1) 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(3) 会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合

(4) 審査の公平性を害する行為があった場合

(5) その他、企画提案にあたり著しく信義に反する行為があった場合

(6) 見積り金額が上限額を超えている場合

## 12 留意事項

(1) 企画提案に要する費用は、全て参加申込書の負担とする。

(2) 提出された企画提案書、見積書等は返却しない。

(3) 応募者が1者であっても本プロポーザルを実施し、審査の結果、評価基準に基づく得点が6割以上であれば、当該提案者を最優秀事業者として選考する。

## 13 契約の締結

当業務に選定された事業者は、本市と協議のうえ、契約に必要な書類を揃えて契約を締結するものとする。